

町財政の健全性を表す指標についてお知らせします

実質公債費比率は0.7㊦、将来負担比率は10.7㊦の改善

令和5年度決算に基づく指標はすべて“基準内”

平成22年度で最大240.3%であった将来負担比率の発生はなくなりました

平成21年4月から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、令和5年度決算に基づく健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を算定しました。

指 標	R 5 決算	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
① 実 質 赤 字 比 率	発生なし	14.25	20.00
② 連結実質赤字比率	発生なし	19.25	30.00
③ 実 質 公 債 費 比 率	10.8	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	発生なし	350.0	－
⑤ 資 金 不 足 比 率	発生なし	※ 20.0	－

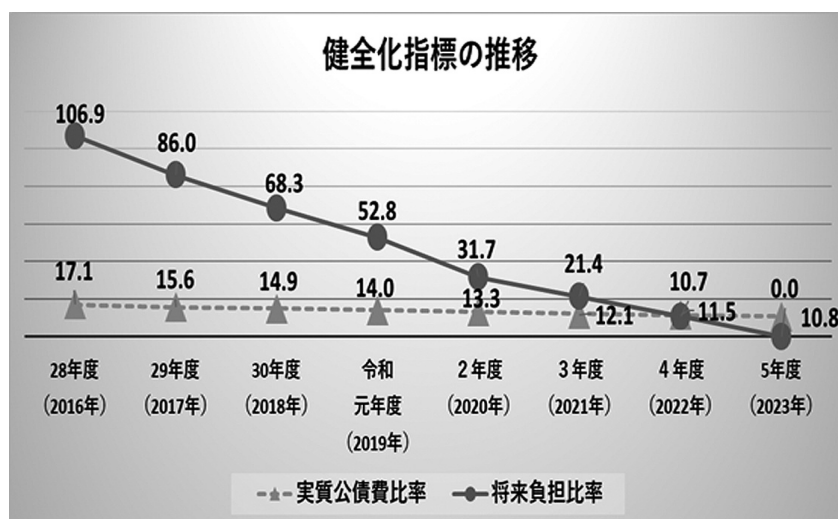
※経営健全化基準 (単位：％)

基準を超えると…？

その団体は財政再生のための計画を年度内に作成し、議会の議決を経て、さらに総務大臣の同意をもらわなければなりません。例えば、会社の倒産のようなものです。

この結果、五つの指標はいずれも国が定めた早期健全化基準および経営健全化基準を下回り、令和4年度決算と比較して、③実質公債費比率は11.5%⇒10.8% (▲0.7㊦)、④将来負担比率は10.7%⇒0% (▲10.7㊦) の改善を図ることができました。①実質赤字比率②連結実質赤字比率⑤資金不足比率は昨年度に引き続き発生していません。

今後も、令和3年度からスタートした「行財政改革推進計画」に基づき、安定した行財政運営に努めていきますので、町民のご理解とご協力をお願いします。



(単位：％)

用 語 解 説

- ① 実質赤字比率…町の一般会計に生じている赤字の規模を、町の財政規模に対する割合で表したもの
- ② 連結実質赤字比率…①に公営企業等を含めた、町の全会計に生じた赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したもの
- ③ 実質公債費比率…町の借金の返済額の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
- ④ 将来負担比率…町の借金など現在抱えている負債の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの
- ⑤ 資金不足比率…公営企業の資金不足を事業規模に対する割合で表したもの